

空き家等、募集



バンクに登録して活用できる 空き家・空き地・空き店舗を募集しています。

田村市では、市内の活用されていない一戸建ての住宅や、住宅を建築できる土地、空き店舗を市のホームページ等でお知らせする「空き家・空き地情報バンク」および「空き店舗バンク」を開設しています。市内の活用されていない住宅や土地を所有していて、賃貸や売却をお考えの方は、ぜひご登録ください。

空き家・空き地をお持ちの方

① 登録

登録を希望する方は、経営戦略室に登録申込書を提出してください。

※申込者が物件の所有者と異なる場合や、共有物件の場合は、所有者の委任状が必要です。

② 調査・公開

空き家・空き地情報バンク事業に協力する市内に所在する宅地建物取引業者が、物件の状況を調査し、物件情報を作成します。作成した物件情報が市ホームページで公開されます。

③ お取引

取引希望の申し込みがあった場合は、市から担当業者経由で登録申込者へ連絡します。その後の取引は、担当業者の仲介によって進められます。

空き店舗をお持ちの方

① 登録

登録を希望する方は、商工課に登録申込書を提出してください。

② 状況確認・公開

市の担当者が物件の状況を確認し、物件の情報を市のホームページで公開します。

③ お取引

物件に関する交渉は当事者間で行っていただきます。



※田村市は、物件の賃貸や売買の仲介は行わず、取引に関与しません。

「空き家・空き地情報バンク」および「空き店舗バンク」の登録及び利用は無料ですが、取引が成立した場合、担当業者へ法で定められた範囲内の額の報酬を支払う必要があります。

まずは、お気軽にご相談ください!

詳しくは、HPをご覧ください。



田村市 空き家・空き地

田村市「空き家・空き地情報バンク」
<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/2/akiya.html>

田村市 空き店舗

田村市「空き店舗バンク」
<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/akitenpobank.html>

空き家・空き地の活用に関するお問い合わせ（経営戦略室） ☎ 0247-81-2117

空き店舗に関するお問い合わせ（商工課） ☎ 0247-82-6677

このお知らせは、空き家を所有していない方、適正に管理されている方にも同封しています。ご了承ください。